

春日部市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、春日部市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員の定数について定める。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 春日部市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、18人とする。

附 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項前段の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員の任期満了の日の翌日から施行する。